

# 山口県報

平成19年  
10月16日  
(火曜日)

## 目 次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) ..... 四

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (水産振興課) ..... 四

漁業災害補償法第二百二十五条の六第一項の規定による同意 (水産振興課) ..... 四

周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) ..... 五

公告  
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 五

土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 五



### 山口県告示第五百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十月十六日から同年十一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場  
所 在 地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第七十一号の五のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設及び同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。



No.11 排水口		No.10 排水口		No.9 排水口		No.8 排水口		No.7 排水口		No.6 排水口		No.5 排水口		No.4 排水口		No.3 排水口		No.2 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	八	"	七・五	"	"	"	八	"	"	"	八・二	"	"	"	八	"	"	"	八・二
"	八・五・六	"	"	"	八・五・八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八・五・六	"	"	"	"
"	五・一	"	三・八	"	"	"	二	"	三・九	"	五	"	五・七	"	"	"	"	"	三
"	一〇・八	"	五・七	"	"	"	三	"	六・四	"	一〇	"	一〇・四	"	五	"	"	"	三・五
"	"	"	"	"	"	"	五	"	五・六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五
"	一〇	"	"	"	一五	"	一〇	"	一〇・八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	〇・七	"	〇・八	"	〇・三	"	"	"	〇・五	"	〇・二	"	〇・三	"	〇・四	"	"	"	〇・二
"	一・七	"	一・五	"	〇・六	"	"	"	一	"	〇・四	"	〇・五	"	〇・六	"	"	"	〇・四
"	〇・〇・四	"	〇・一	"	〇・〇・二	"	〇・〇・三	"	〇・〇・九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇・三
"	〇・一・三	"	〇・一九	"	"	"	〇・〇・四	"	〇・一・八	"	"	"	〇・〇・五	"	〇・〇・四	"	"	"	〇・〇・五
"	二、四〇〇	"	七二〇	"	四八〇	"	八〇〇	二〇二、一六七五	二〇二、一六四五	"	二、四〇〇	"	一七、三六〇	"	三六〇	"	四〇八、〇〇〇	"	二五二、一七八
"	二、八八〇	"	一、二〇〇	"	七二〇	"	一、二〇〇	二〇七、六三六	二〇七、五九六	"	三、六〇〇	"	二四、八〇〇	"	四八〇	"	五二八、〇〇〇	"	三三四、一八八

No.13 排水口		No.12 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
"	八・六	五・八	"
"	二	"	三・七
"	三	"	六・三
"	"	"	一〇
"	"	"	二〇
"	"	"	"
"	〇・七	"	〇・九
"	一・五	"	二・五
"	〇・〇六	"	〇・〇八
"	〇・一	"	〇・一五
"	四・三三〇	"	六・二七〇
"	六・〇〇〇	"	七・二五〇

**山口県告示第五百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成十二年農林水産省告示第五十六号）及び保安林の指定をする件（平成十三年農林水産省告示第九十五号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済部林業振興課、岩国市農林経済部林業振興課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第五百十号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
黄波戸区域 角島区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	
川棚区域 日良居区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業 底びき網漁業	

**山口県告示第五百十一号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関 成

加入区	区分	区分	分
宇部岬第一加入区 宇部岬第二加入区 宇部岬第四加入区		のり等養殖業（のり養殖業）	
"	"	"	"

宇部岬第五加入区

"

山口県告示第五百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・一冠山総合公園

三 事業施行期間

平成元年一月十日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

光市光井三丁目及び大字室積村



(五〇七) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十月十六日から平成二十年二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロス山口

所在地 山口市吉敷四三三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

坂倉 正宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
変更前	株式会社岩崎宏健堂	午前一〇時
変更後	株式会社チヨタ	午前九時
変更前	極東ファデー株式会社	午前九時三〇分から午後九時三〇分まで
変更後	極東ファデー株式会社	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで

四 届出年月日

平成十九年十月四日

五 変更年月日

平成十九年十月五日

(五〇八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年十月十六日

山口県知事 二井 関成

就任した役員

土地改良区の名 監事 松田 朗  
住所 山口市仁保土地改良区 山口市仁保下郷三三五四

平成十九年十月十六日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）